

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

(滋賀県森林審議会における審議)

令和元年	7月 2日	滋賀県の森林・林業を取り巻く新たな課題について 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の成果と課題について
令和元年	9月 11日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問、方向性の検討
令和元年	10月 21日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子案の検討
令和元年	12月 18日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案の検討
令和2年	2月 19日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案（修正）の検討
令和2年	5月 18日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申案の検討（書面開催）
令和2年	6月 30日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

氏 名	現 職 名・所 属 等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
伊藤 利恵（いとう りえ）	公募
岩永 裕貴（いわなが ひろき）	滋賀県林業協会 理事 甲賀市長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
金子 晃（かねこ あきら）	公募
北村 美代子（きたむら みよこ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
栗山 浩一（くりやま こういち）	国立大学法人京都大学 教授
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鶴鷯 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 CSR推進室長
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
長島 啓子（ながしま けいこ）	京都府公立大学法人京都府立大学 准教授
山崎 準（やまさき ひとし）	滋賀森林管理署長
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

諮問

滋 森 政 第 8 4 2 号
令和元年(2019年)9月11日

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例(平成16年3月29日滋賀県条例第2号)第9条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

先に諮問した条例の改正を踏まえ、改正条例に即した基本計画を策定する必要があります。

また、現基本計画は、令和2年度に計画期間の終期を迎えることから、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな基本計画(第2期)を策定することとし、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組みたいと考えています。

第2期基本計画では、森林の将来の姿としてのビジョンを示し、目指す姿やその実現のために必要な施策を盛り込むこととし、加えて、人工林資源の高齢化の進行や、頻発する気象災害による風倒木被害等の増加、農山村の活性化など、新たに顕在化する課題に積極的に対応していく必要があります。

こうしたことから、条例第9条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。

答申

滋 森 審 第 8 号
令和2年(2020年)6月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について(答申)

令和元年(2019年)9月11日付け滋森政第842号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定」について、別添のとおり答申します。

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿（改定時）

（滋賀県森林審議会における審議）

令和4年	12月16日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて諮問
令和5年	2月7日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの方向性の検討
令和5年	4月21日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し骨子案の検討
令和5年	5月23日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し素案の検討
令和5年	7月21日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの答申

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順）任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

氏名	現職名・所属等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
元山 英樹（もとやま ひでき）	滋賀森林管理署長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
久保 久良（くぼ ひさよし）	滋賀県林業協会 会長 多賀町長
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鷓鴣 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 サステナビリティ推進室長
坂田 徳一（さかた とくいち）	公募
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
中谷 加奈（なかたに かな）	国立大学法人京都大学 助教
土田 秀美（つちだ ひでみ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
長谷川 尚史（はせがわ ひさし）	国立大学法人京都大学 准教授
松居 琴子（まつい ことこ）	公募
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

諮問

滋 森 政 第 8 6 9 号
令和4年(2022年)12月14日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の見直しについて(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例(平成16年条例第2号)条例第9条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

答申

滋 森 審 第 1 1 号
令和5年(2023年)7月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の見直しについて(答申)

令和4年12月16日付け滋森政第869号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の見直し」について、別添のとおり答申します。

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿（中間改定時）

〔滋賀県森林審議会における審議〕

- 令和6年 9月25日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の諮問、現状報告
 - 令和6年 11月22日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の骨子案の検討
 - 令和7年 3月7日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の素案の検討①
 - 令和7年 4月25日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の素案の検討②
 - 令和7年 9月24日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の答申
- ※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順）任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日

氏 名	現 職 名・所 属 等
浅見 宣義（あさみ のぶよし）	滋賀県林業協会 会長 長浜市長
市井 妙子（いちい たえこ）	公募
大村 悟子（おおむら さとこ）	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会
川崎 秀親（かわさき ひでちか）	滋賀森林管理署長
北村 悦子（きたむら えつこ）	公募
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
鷗鷗 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 サステナビリティ推進室長
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
土田 秀美（つちだ ひでみ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
中谷 加奈（なかたに かな）	国立大学法人京都大学防災研究所 流域災害研究センター教授
中本 武次（なかもと たけじ）	滋賀県認定青年林業士
長谷川 尚史（はせがわ ひさし）	国立大学法人京都大学 准教授
山下 直子（やました なおこ）	森林総合研究所関西支所 森林生態研究グループ グループ長
家森 茂樹（やもり しげき）	滋賀県森林組合連合会 副会長 滋賀県森林組合 代表理事組合長
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

諮問

滋 森 政 第 4 7 6 号
令和6年(2024年)9月25日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の中間見直しについて(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例(平成16年条例第2号)条例第9条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

答申

滋 森 審 第 5 号
令和7年(2025年)9月24日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の中間見直しについて(答申)

令和6年9月25日付け滋森政第476号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の中間見直し」について、別添のとおり答申します。

琵琶湖森林づくり条例

平成 16 年 3 月 29 日

滋賀県条例第 2 号

改正 平成 16 年 10 月 25 日条例第 38 号

平成 27 年 3 月 23 日条例第 28 号

令和 2 年 12 月 28 日条例第 60 号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ 2 分の 1 を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

- 1 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条

- 1 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条

- 1 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。
- 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条

- 1 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条

- 1 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。
- 3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ、適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 5 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（水源のかん養機能の維持および増進）

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民の主体的な参画の促進等）

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（里山の保全の推進）

第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（流域における森林づくりに関する組織の整備の促進）

第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条

- 1 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。
- 2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。
- 3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産材の利用の促進)

第18条

- 1 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。
- 4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第19条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第20条

- 1 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第21条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第22条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第24条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第38号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）

付 則（平成27年条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第60号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月大造

私たち滋賀県民は、古くから琵琶湖とともに、その水源となる森林からの恵みを楽しみ、豊かな生活を営み、木材を利用する文化を育んできた。森林から得られる木材は、様々な工夫を凝らして建築物、日用品などの用途に応じた利用が行われてきた。

特に、古来の近江国は比叡山延暦寺をはじめとする自国の建築物だけでなく、京都や奈良などの都に近い立地を生かして近江国以外の宮殿や寺院の造営および維持のための木材の供給地にもなっていた。

しかしながら、近年、県産材を取り巻く環境は、外国産木材および鉄やプラスチック製品などの木材の代替品との競合により、非常に厳しいものとなっている。また、都市部への人口の流出により、農山村における人口の減少および高齢化が進展し、森林の管理やその基盤となる集落の維持が大きな課題となっている。

滋賀の森林は、琵琶湖の水源の涵養、地球温暖化の防止その他の多面的機能を有しており、健全で緑豊かな森林を未来に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務である。

このため、素材としての木の良さを見直すとともに、戦後に植栽され本格的な利用期を迎えている人工林の伐採、県産材の供給体制の整備を図ることにより、県と民間が一体となって県産材の利用を促進することが急務となっている。また、林業および木材産業と他の産業との連携を図り、森林資源の価値の向上を図ることにより、森林所有者の森林の管理に対する意識を高めるとともに、農山村の活性化を図り、農山村における人口の減少に少しでも歯止めをかけることも必要である。

このような中、令和4年6月に本県で第72回全国植樹祭が開催され、木材を利用してきた滋賀の文化を再認識し、木材の利用に対する気運が高まっている。

ここに、私たちは、琵琶湖森林づくり条例および滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の多面的機能 琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第2条第2号に規定する森林の多面的機能をいう。
- (3) 森林所有者 琵琶湖森林づくり条例第2条第3号に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う事業者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工または流通に関する事業を行う事業者をいう。
- (6) 関係事業者 林業事業者および木材産業事業者以外の事業者であって、木材の利用に関する事業を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- (2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- (3) 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。
- (4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。
- (5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。
- (6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

（県の責務）

第4条

- 1 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。
- 2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、森林所有者等、関係事業者との連携に努めるとともに、市町、森林所有者等、関係事業者、県民に対し必要な情報の提供、助言および支援を行うものとする。

（森林所有者の役割）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、県産材の利用の促進に関する取組を主体的に行うよう努めるものとする。

(林業事業者の責務)

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、県産材を安定的に供給しなければならない。

(木材産業事業者の責務)

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、県産材の供給の重要な担い手として、県産材を安定的に供給するとともに、県産材の利用を促進しなければならない。

(関係事業者の役割)

第8条 関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、日常生活において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(基本計画)

第10条

- 1 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 県産材の利用の促進に関する施策の基本的な考え方
 - (2) 県産材の利用の促進に関する具体的な施策
 - (3) 県産材の利用の促進に関する目標
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、森林所有者等および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(県産材の安定供給の促進)

第11条 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、伐採および伐採後の造林の計画的な実施の支援、性能が優れている林業機械の導入の促進、森林の施業の集約化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材の加工および流通の体制の整備)

第 12 条

- 1 県は、県産材の加工および流通の体制の整備を図るため、必要な施設の整備、木材の加工に係る生産性および木材の品質の向上のための取組への支援、木材の流通の円滑化のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、温室効果ガス（滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減について適切な配慮をするものとする。

（県の県産材の利用）

第 13 条

- 1 県は、公共建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。以下この項において同じ。）の整備に当たっては、県産材を利用するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により木材を利用して公共建築物を整備することが困難であると認められる場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、県は、県産材の利用を促進するため、自ら率先して県産材の利用に努めるものとする。

（建築物における県産材の利用の促進）

第 14 条 県は、建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条および第18条第2項において同じ。）における県産材の利用を促進するため、木造の建築物の設計および施工に係る先進的な技術の普及の促進、建築物の新築または増築、改築、修繕もしくは模様替における県産材の利用に対する支援、市場に関する調査研究および情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（木質バイオマスの有効利用）

第 15 条 県は、県内の木の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第23条に規定する木質バイオマスをいう。以下この条において同じ。）を有効に利用するため、農業、観光業その他の産業における木質バイオマスのエネルギー源としての利用の促進、技術等の研究および開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援）

第 16 条 県は、県産材または森林資源を利用した新たな事業の創出等によりこれらの価値を高め、またはこれらの新たな価値を生み出すことが森林所有者等の所得の確保を通じて持続的な森林の施業を可能とすることに鑑み、森林所有者等が必要に応じて森林所有者等以外の者の協力を得て主体的に行う県産材または森林資源を利用した事業の多角化および高度化その他の取組への支援、これらの者の交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新製品等の研究開発の促進)

第 17 条 県は、県産材に係る新製品および新技術の研究および開発の促進を図るため、森林所有者等、国、県および市町の関係機関ならびに大学その他の研究機関の連携の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保および育成)

第 18 条

- 1 県は、林業または木材産業を担うべき人材の確保および育成を図るため、新たに林業または木材産業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助、新たに林業または木材産業に就業した者の就業の継続のための支援、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、木造の建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する者、木材を利用する文化の継承を推進する者その他の県産材の利用の促進に寄与する人材の確保および育成を図るため、技術の普及指導、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成)

第 19 条 県は、県産材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めるとともに、県産材の利用に主体的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、木材を利用する文化を伝承する活動に対する支援、県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供、広報活動の充実、県産材の利用に関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

【あ】行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。林業分野では、航空レーザ計測による詳細な森林情報（立木、地形情報）の把握、クラウドによる資源、生産及び需要情報の共有など、ICTを活用したスマート林業の取組が実践されている。
【か】行	
カーボン・オフセット	日常生活や企業等の活動で発生するCO ₂ （＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所での削減分で埋め合わせ（オフセット）する取組。国が温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして認証する制度として、「J-クレジット制度」がある。
架線集材	森林の空中にワイヤーロープを張り巡らし、伐採した材木を林道端などに運搬、収集する手法。
下層植生	森林において、上木に対する下木（低木）および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。
間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
合成公図	法務局に備え付けられている公図を、航空写真や航空レーザ計測結果などをもとに地形、植生に合わせて拡大、縮小、形状変更などを行い再配置したもの。
高性能林業機械	従来のチェンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
県産材	自県の森林から産出された木材。
航空レーザ計測	航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測する方法。森林・林業分野では、森林資源や地形、境界情報などをデジタル化し整備、管理することに用いられている。
【さ】行	
再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
里山（里山林）	人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻りに手が入られるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴い放置され、植生の遷移や竹林の拡大など生態系が変化している。
サプライチェーン	製品の原材料調達から、製造、販売、消費等の一連の流れのこと。供給連鎖ともいう。
山地災害危険地区	山崩れ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区について調査し、地形や地質などからその危険度が一定以上と判断された地区。
CLT（直交集成材）	「Cross Laminated Timber」の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。
C材、D材	明確な定義や基準はないが、木造住宅の柱等に利用される通直な原木をA材、集成材やベニヤ等に利用されるやや曲がりのある原木をB材、主にチップに利用される枝条・曲がり材をC材、小径木、根元、梢端部など主にバイオマス利用される端材をD材と言われる。

JAS製品	日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく「日本農林規格」（JAS）に適合した製品。木材の品質について、製材、集成材、合板、フローリング、CLT、接着重ね材、接着合せ材等の品目について、規格が定められている。
J-クレジット	温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして、国が認証する制度。農林水産省、経済産業省および環境省が平成25(2013)年から運営している。クレジットを購入する者は、入手したクレジットを地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく報告や、カーボン・オフセット等に利用することができる。
滋賀県森林審議会	森林法に基づいて設置された県の付属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、本県の森林・林業の重要事項について審議する必要があるが生じたときに、知事の諮問に応じて開かれる。
資源の循環利用	森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
自伐型林業	森林所有者や地域の住民が、所有（管理）する山林を自ら整備する林業。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。
人工林	人工造林（苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法）によって造成された森林。
薪炭林	薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。
森林環境学習「やまのこ」事業	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内すべての小学4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
森林環境税、森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）により、「森林環境税」（令和6年から課税）および「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設された。平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設されたもの。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。
森林組合	森林所有者の経済的社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林組合改革プラン基本方針	森林組合が地域での森林整備の担い手としての役割を果たしながら、経営を持続的に発展させていくために、平成15年3月に滋賀県森林組合連合会が策定した基本方針。森林組合個々の経営改善に留まらず、県域での組織・事業再編を行うこととされている。
森林クラウド	県・市町・森林組合が持っている森林の情報をクラウド上のサーバーに一元化し、リアルタイムで情報の共有と活用を行うシステム。

森林経営管理制度	「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）に基づき、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくこと等を内容とする制度。
森林経営計画	森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する5年を1期とする計画。
森林経営プランナー	森林施業プランナーと連携し、個々の施業団地に適した作業システムの選択や、個々の作業班や事業者との連携を図り、森林・木材の価値を最大化して循環型林業を行う技術者。
森林作業道	道路幅が2～3m程度で主として林業機械の通行が可能な道。
森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
森林施業	森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取扱いをすること。
森林施業プランナー	複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する取組（施業の集約化）を推進する際に、施業提案書を作成し、森林所有者に提示して合意形成できる技術者。
森林総合監理士（フォレストー）	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術ならびに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材のこと。林野庁が平成26年度から登録・公開を行っている。
森林ボランティア	森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下刈りや間伐などを行うボランティア。
水源林保全巡視員	水源林を永続的に保全していくために、巡視を行うことで防災や獣害をはじめとする様々な森林保全上の問題を一元的に把握する地域の森林に精通した巡視員。
生息環境管理対策	野生獣の餌場、隠れ場所となっている里山林を整備し、緩衝帯を設置するなど野生鳥獣の生息環境を管理して、農林業被害を防止する対策。
生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性（種間の多様性）」「遺伝子の多様性（種内の多様性）」の3つの階層で認識されている。
施業の集約化	林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に施業を行うよりも効率的でコストダウンを図ることが可能。
造林公社	森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には一般社団法人滋賀県造林公社があり、昭和40年から平成元年までに約2万ヘクタールの森林を整備し、管理している。

【た】行	
地域森林計画	森林法に基づき、「全国森林計画」に即し、都道府県知事が立てる計画。地域の特性を踏まえながら森林の整備および保全の目標ならびに森林の区域（ゾーニング）および伐採等の施業方法の考え方等を提示している。
治山	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。
天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
特用林産物	木材を除く森林原野を起源とする生産物の総称。食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。
【な】行	
日本農業遺産	日本国内で重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。平成30年度に滋賀県琵琶湖地域「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が認定されている。
【は】行	
バイオマス	元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は1970年代を機に生態学的な意味合いをこえ、生物起源の物質からなる食料、資材あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。
伐採と造林の一貫作業システム	集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して一体的に地拵えや植栽を行う作業システム。伐採・搬出用のグラップル等の機械を用いて地拵えを実施、丸太運搬用のフォワーダ等の機械で苗木を運搬し植栽することで、地拵えと苗木運搬の省力化を図り、作業コストを削減する。
搬出間伐	間伐材を林内から搬出し、利用する間伐。
被害防除対策	苗木保護のための忌避剤散布や植栽地保護のための防護柵の設置などニホンジカ等による森林被害を防ぐために講じる対策。
びわ湖材	合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を加工した製材品等の木材で、「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づき認証されたもの。
複層林	数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。
保安林	私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源の涵養・土砂災害の防止・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。
【ま】行	
緑の雇用事業	林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する国の事業。
民有林	国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

木育	子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。
木質バイオマス	樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。
【ら】行	
流域	通例は河川の流れの範囲をいうが、ここでは、森林の諸機能が発揮される場とし、森林の整備・林業生産等を推進する上での合理的な地域の範囲と定義する。
流域治水	国、県、市町、企業、住民等のあらゆる関係者により、流域全体でおこなう治水のこと。
林業遺産	日本各地の林業発展の歴史を、将来にわたって記憶・記録していくための試みとして、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群を対象に、一般社団法人日本森林学会が認定するもの。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10t積み程度トラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力の規格・構造を有するものをいう。
林業労働力確保支援センター	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき都道府県知事が指定する組織。事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化ならびに新たに林業に就業しようとする者の就業の支援等を行っている。
林産物	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取(うるし)などの特用林産物などがある。
林道	木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。
齢級	森林の林齢を5か年でひとくりにしたもの。例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年までは2齢級となる。
6次産業化	ここでは、1次産業としての林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。
路網整備	森林施業をスムーズに行い、木材の搬出を容易にするために、適切な配置を考えて林道や森林作業道を開設すること。



〈お問い合わせ先〉

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

電話 :077-528-3914

FAX:077-528-4886

